

第 1 4 6 0 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の施行期日を定める規則……………3
 甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則……………4
 甲府市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………11

[告 示]

固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示……………17
 包括外部監査契約の締結告示……………18
 一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示……………19
 入札告示（2件）……………20
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………26
 予防接種実施公告……………27
 公印登録告示……………30
 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の
 指定告示（4件）……………31
 地方自治法施行令第158条1項の規定に基づく収納事務の委託告
 示（2件）……………35
 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の

指定告示（3件）……………37
 地方自治法施行令第158条1項の規定に基づく収納事務の委託告
 示（3件）……………40
 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の
 指定告示……………43
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………44
 開発行為に関する工事の完了公告……………46
 生活保護法等指定介護機関変更公示……………47
 生活保護法等指定医療機関廃止公示……………48
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………49
 入札告示……………51
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………54
 入札告示……………55
 令和3年度補正予算の公表……………58
 固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達……………59
 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告・60
 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の届出があった旨の告

示	61
農業振興地域整備計画の変更公告	62
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（4件）	63
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	67
犬又は猫の引取り告示	69
介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	70
入札告示（3件）	71
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	81
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の告示の一部を改正する告示	83
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の告示の一部を改正する告示	84
悪臭原因物質の規制地域及び規制基準の告示の一部を改正する告示	85
開発行為に関する工事の完了公告	86
配当計算書・充当通知書公示送達	87
市県民税督促状公示送達	88
犬又は猫等の収容告示	89
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	90
固定資産税・都市計画税過誤納金還付通知書公示送達	91
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	92
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	93
配当計算書・充当通知書公示送達	94
介護保険被保険者証無効告示	95
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	96

開発行為に関する工事の完了公告	97
国民健康保険被保険者証無効告示	98
[教育委員会]	
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	99
[監査委員]	
包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	100
[農業委員会]	
甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	101
[上下水道局]	
甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	102
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	106
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	107
指定給水装置工事事業者の指定告示	109
入札告示（5件）	110
[任免辞令]	
市長事務部局	126
教育委員会	134

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の施行期日を定める規則

甲府市子ども屋内運動遊び場条例（令和2年9月条例第39号）の施行期日は、
令和3年4月24日とする。

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則をここに公布する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市子ども屋内運動遊び場条例（令和2年9月条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用の申請)

第3条 条例第7条第1項に規定する屋内遊び場の利用の許可を受けようとする者は、甲府市子ども屋内運動遊び場利用許可申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が屋内遊び場を個人で利用しようとする場合において、それぞれ当該各号に定める手続をしたときは、利用の申請があったものとみなす。

(1) 1歳未満の児童 年齢を確認できるものの提示

(2) 前号に掲げる者以外の者 条例第9条の規定による使用料の納付

(利用の許可)

第4条 市長は、次の各号に掲げる屋内遊び場を利用しようとする者の区分に応じ、当該各号に定める方法により屋内遊び場の利用を許可する。

(1) 個人で利用しようとする者 利用券（第2号様式）の交付

(2) 団体に利用しようとする者 甲府市子ども屋内運動遊び場利用許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）の交付

(利用券等の提示)

第5条 利用券又は許可書は、屋内遊び場を利用する際、係員に提示しなければならない。

(団体利用の変更等の手続)

第6条 屋内遊び場の団体利用の許可を受けた者が、利用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に申し出なければならない。

2 屋内遊び場の団体利用の許可を受けた者が、利用の取消しをしようとするときは、許可書を速やかに市長に返還しなければならない。

(使用料の還付申請)

第7条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、甲府市子ども屋内運動遊び場使用料還付申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

(利用者の守るべき事項)

第8条 屋内遊び場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 屋内遊び場内で喫煙し、所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。
- (4) 遊具等を屋内遊び場の外に持ち出さないこと。
- (5) 許可なく寄附の募集又は物品の販売等を行わないこと。
- (6) 危険防止、事故防止等に配慮すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、屋内遊び場の利用について係員の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月24日から施行する。

(甲府市財務規則の一部改正)

2 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第92条第2項の表中「生活衛生薬務課長」の次に「、子ども応援課長」を、「生活衛生薬務課生活衛生薬務係」の次に「、子ども応援課子ども応援係」を加える。

第94条第4項中「観覧券を発行することにより」の次に「、甲府市子ども屋内運動遊び場の使用料を収納したときは、利用券を発行することにより」を加える。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

申請者 所在地（住所）

団体名

代表者氏名

連絡先

甲府市子ども屋内運動遊び場利用許可申請書

甲府市子ども屋内運動遊び場を団体で利用したいので、次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日（ ）		<input type="checkbox"/> 第 1 クール（午前 10 時～11 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 2 クール（午後 0 時～1 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 3 クール（午後 2 時～3 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 4 クール（午後 4 時～5 時 30 分）			
利用目的						
利用人数	区分	乳児 1 歳未満	幼児 1 ～ 6 歳	小学生	保護者等	合計
	人数					
当日責任者	住所	〒				
	氏名			連絡先		
備考						

注 1 児童 10 人以上とその保護者等で構成する団体は、平日に限り団体利用をすることができます。

2 団体で利用する場合、施設へ事前にお問い合わせのうえ、利用しようとする日の 6 か月前から 7 日前までの間に利用の許可を受けてください。

3 1 歳未満の乳児については、年齢の確認できるものを提示してください。

受付	決定

第2号様式（第4条関係）

発行日
甲府市子ども屋内運動遊び場
利用券
¥
甲府市
当日限り有効

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市子ども屋内運動遊び場利用許可書

年 月 日付で申請のありました甲府市子ども屋内運動遊び場の利用につきましては、次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 第1クール（午前10時～11時30分） <input type="checkbox"/> 第2クール（午後0時～1時30分） <input type="checkbox"/> 第3クール（午後2時～3時30分） <input type="checkbox"/> 第4クール（午後4時～5時30分）			
利用目的						
利用人数	区分	乳児 1歳未満	幼児 1～6歳	小学生	保護者等	合計
	人数					
当日責任者	住所	〒				
	氏名			連絡先		
備考						

- 注1 責任者は、利用する際に本許可書を係員に提示してください。
- 2 利用の内容を変更しようとするときは、速やかにお申し出ください。
- 3 利用の取消しをしようとするときは、速やかにお申し出のうえ、本許可書を返還してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 所在地（住所）

団体名

代表者氏名

連絡先

甲府市子ども屋内運動遊び場使用料還付申請書

甲府市子ども屋内運動遊び場の使用料の還付を受けたいので申請します。

利用日時		年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 第 1 クール（午前 10 時～11 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 2 クール（午後 0 時～1 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 3 クール（午後 2 時～3 時 30 分） <input type="checkbox"/> 第 4 クール（午後 4 時～5 時 30 分）		
利用 人数	区分	乳 児 1 歳 未 満	幼 児 1 ～ 6 歳	小学生	保 護 者 等	合 計
	人数					
使用料		納入日	年 月 日			
		金額	円			
還付申請額		円				
還付申請理由						
備考						

注 領収書及び甲府市子ども屋内運動遊び場利用許可書を添付してください。

※ 決 裁 欄	担当			決定	受付日	年 月 日
					還付決定日	年 月 日

甲府市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第22号

甲府市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市屋外広告物条例施行規則（平成31年3月規則第42号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（点検）

第16条の2 条例第17条第1項の点検（以下この条において「点検」という。）は、堅牢な広告物等にあつては3年以内、その他の広告物等にあつては2年以内ごとに、原則として打診又は触診により行い、これらによる点検が困難な場合は、目視等により行うものとする。ただし、条例第7条第1項及び第7項、条例第10条第1項並びに条例第12条第5項の規定により市長の許可を受けた広告物等にあつては、当該許可の有効期間内（有効期間について条例第7条第7項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日から更新後の有効期間の末日までの間）に行うものとする。

2 点検は、次の各号に掲げる広告物等の箇所に応じ、当該各号に定める項目について行うものとする。

(1) 基礎部分及び上部構造 次に掲げる項目

ア 上部構造全体の傾斜等

イ 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間及び支柱の傾斜等

ウ 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化

(2) 支持部 次に掲げる項目

ア 接合部の腐食、変形及び隙間

イ 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落

- (3) 取付部 次に掲げる項目
 - ア アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形
 - イ 溶接部及び充填材の劣化等
 - ウ 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常
 - (4) 広告板 次に掲げる項目
 - ア 表示面板等の汚染、変色及び剥離
 - イ 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落
 - ウ 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損
 - エ 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり
 - (5) 照明装置 次に掲げる項目
 - ア 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良
 - イ 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水
 - ウ 周辺機器の劣化及び破損
 - (6) 附属部材等 附属部材等の腐食及び破損
 - (7) その他市長が必要と認める箇所 市長が必要と認める項目
- 3 広告物等を設置し、又は管理する者は、点検時に異常を確認した場合は、速やかに必要な補修等を行わなければならない。
- 4 点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。
- (1) 点検を行った者の氏名等
 - (2) 条例第17条第2項の規定により第8項各号に掲げる者に点検を行わせる場合にあっては、点検を行った者の資格
 - (3) 点検を行った日
 - (4) 広告物等の種類、設置場所及び設置日
 - (5) 点検箇所、点検項目及び異常の有無
 - (6) 異常が確認された場合にあっては、異常の内容及び行った補修等の概要
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 5 広告物等を設置し、又は管理する者は、前項の書類及び当該広告物等の点検後（当該点検で異常が確認された場合にあっては、必要な補修等を行った後）の写真を、新たに点検を行い、又は当該広告物等を除去するまでの間、保存しなければ

ばならない。

6 条例第17条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、第22条第1項各号に掲げる広告物等とする。

7 条例第17条第2項の規則で定める広告物等は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等とする。

8 条例第17条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者（第22条第3項及び第30条第1項第1号において「建築士」という。）

(2) 条例第40条第1項第1号から第4号までに掲げる者

(3) その他市長が前2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

9 条例第17条第3項の規定による報告は、広告物等安全点検報告書（第6号様式の2）により行わなければならない。

10 条例第17条第2項の規定により第8項各号に掲げる者に点検を行わせる場合は、その資格を証明する書類の写しを前項の広告物等安全点検報告書に添付しなければならない。

第22条第3項中「建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者（以下「建築士」という。）」を「建築士」に改める。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

（あて先）甲府市長

報告者 住所
氏名 ⑩
電話
（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

広告物等安全点検報告書

甲府市屋外広告物条例第17条第3項の規定に基づき、屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

- (1) 種類
- (2) 設置場所
- (3) 設置年月日 年 月 日
- (4) 点検年月日 年 月 日

2 点検結果

点検箇所	点検項目	異常の有無	異常の内容	行った補修等の概要
基礎部分 及び上部 構造	1 上部構造全体の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱の傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	3 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
支持部	1 接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 溶接部の劣化、充填剤（コーキング）の劣化等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
広告板	1 表示面板等の汚染、変色及び剥離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 周辺機器の劣化及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
附属部材等	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥除けその他附属品）の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	2 避雷針等の腐食及び破損	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	3 その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

注1 点検項目ごとに異常の有無を選択し、異常を確認した場合は異常の内容を「異常の内容」欄に記入し、行った補修等の措置の内容を「行った補修等の概要」の欄に記入すること。

2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「行った補修等の概要」の欄に斜線を引くこと。

3 点検後又は必要な補修等を行った後の写真

注 写真は広告物等の全体が収まるものとする。

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

点検者 住所
氏名
電話
資格

⑨

(資格の欄は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等を設置している場合に記入すること。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第193号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和3年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 柴山 聡
(2) 住所 甲府市上小河原町1124番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

甲府市告示第195号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第3号 |
| (2) 業務名称 | 公園便所清掃等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月9日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和3年4月9日(金)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年4月1日(木)～令和3年4月9日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年4月9日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年4月23日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第1号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成23年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月12日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和3年4月12日(月)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年4月1日(木)～令和3年4月12日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年4月12日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年4月19日(月) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第198号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

種類	対象者		場所
ロタウイルス	ロタリックス®	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	ロタテック®	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日までの間	
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		
Hib（ヒブ）	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
四種混合 (DPT - IPV) 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満であって小学校就学前の1年間にある者	

水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	定期予防接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
	第1期追加		
日本脳炎	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた者	
二種混合 (DT) ジフテリア 破傷風	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		
高齢者肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者(身体障害者手帳1級相当) 		高齢者肺炎球菌予防接種市内指定医療機関一覧(別掲)
風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	風しん抗体検査・風しん第5期予防接種市内医療機関等一覧 (別掲)

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) その他、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

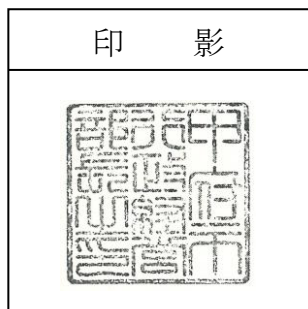
次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

令和3年4月1日

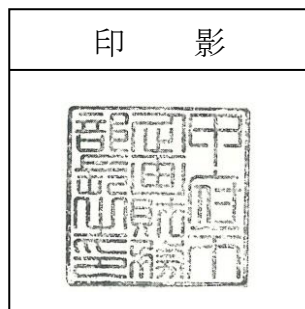
甲府市長 樋口雄一

1 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 2個



(行政経営部)



(企画財務部)

2 公印の登録日 令和3年4月1日

甲府市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル10階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24-12
渋谷スクランブルスクエア39階 WeWork内
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 JALUX
東京都港区南1-2-70
品川シーズンテラス
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
Pay Pay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
東京ガーデンテラス紀尾井町
紀尾井タワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリームゾンハウス
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24-12
渋谷スクランブルスクエア39階 WeWork内
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号
N. E. SビルN棟2階
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
シフトプラス株式会社
大阪府大阪市西区江戸堀二丁目1番1号
江戸堀センタービル8階
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン13階
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

甲府市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和3年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
山梨中銀ディーシーカード株式会社
甲府市武田二丁目9番4号
三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和 3 年 4 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 業務名
甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業
- 2 業務概要
ひきこもりの状態にある本人に、相談などができる居場所を提供することにより、本人のペースで緩やかに社会参加の第一歩が踏み出せ、本人の地域における自立と社会参加の促進を図ることができる「居場所」を開設し運営する。また、市が実施する事業などの運営に協働参加し、本人や家族を支える地域づくりを推進する。
- 3 募集数
1 法人とする。
- 4 事業期間
令和 3 年 6 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後 1 年間は今回の契約事業者と継続して再契約できるものとする。
- 5 参加資格要件
次のすべての条件を満たす者とする。
 - (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
 - (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める法人であること。
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
 - (4) 甲府市暴力団排除条例（平成 2 4 年 3 月 条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (5) 市税を滞納していない法人であること。
 - (6) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年 政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 1 4 年 法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
 - (9) 民事再生法（平成 1 1 年 法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- 6 募集要領などの配布

配布期間：令和3年4月7日（水）～14日（水）
土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
午前9時～午後5時

配布場所：甲府市福祉保健部保健衛生室精神保健課
山梨県甲府市相生2丁目17番1号
甲府市健康支援センター2号館2階

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

7 公募申込者等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和3年4月14日（水）～4月28日（水）
土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部保健衛生室精神保健課
山梨県甲府市相生2丁目17番1号
甲府市健康支援センター2号館2階

8 スケジュール（予定）

告示	令和3年4月7日（水）
募集要領などの配布	令和3年4月7日（水）～14日（水）
質問書の受付	令和3年4月7日（水）～14日（水）午後5時
質問書の回答	令和3年4月14日（水）～21日（水）※順次回答
公募申込書等の提出	令和3年4月14日（水）～28日（水）
提出期限	令和3年4月28日（水）午後5時
実地調査	令和3年5月6日（木）～11日（火）
選定結果通知発送	令和3年5月20日（木）～21日（金）
業務委託契約締結	令和3年6月1日（火）

9 連絡先

甲府市福祉保健部保健衛生室精神保健課
〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目17番1号
甲府市健康支援センター2号館2階
TEL：055-237-5741
FAX：055-242-6178

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市新田町381番1及び381番3から365番21まで
以上20筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社泰栄企画
代表取締役 丸山 泰章

甲府市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和3年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市認知症カフェ運営事業
- 2 業務概要
認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。
- 3 募集エリア
認知症カフェの実施場所は、各地域包括支援センターエリアにおいて、概ね1か所とする。
- 4 事業期間
令和3年6月1日～令和4年3月31日
ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と継続して再契約できるものとする。
- 5 参加資格要件
次の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
 - (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める法人であること。
 - (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
 - (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (6) 市税を滞納していない法人であること。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6 募集要領等の配布
配布期間：令和3年4月8日（木）～4月27日（火）
日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

配布場所：甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課

山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

7 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和3年4月15日（木）～4月27日（火）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課

山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

8 スケジュール（予定）

告示 令和3年4月8日（木）

募集要領等の配布 令和3年4月8日（木）～27日（火）

質問書の受付 令和3年4月8日（木）～15日（木）午後5時

質問書の回答 令和3年4月13日（火）～20日（火）※順次回答

公募申込書等の提出 令和3年4月15日（木）～27日（火）

提出期限 令和3年4月27日（火）午後5時

実地調査 令和3年4月22日（木）～5月11日（火）

選定結果通知発送 令和3年5月21日（金）～24日（月）

業務委託契約締結 令和3年6月1日（火）

9 連絡先

甲府市福祉保健部健康支援室健康政策課医療介護支援係

〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

TEL：055-237-5484

FAX：055-227-5294

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第36号 |
| (2) 業務名称 | 緑が丘スポーツ公園前期整備に伴う
アスベスト含有調査委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年7月26日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「調査・研究」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月9日（金）～令和3年4月16日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和3年4月16日(金)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和3年4月9日(金)～令和3年4月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年4月16日(金)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年4月30日(金) 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 和田町自治会
- 2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	土 屋 英 典	宮 坂 哲 夫
代表者 住 所	甲府市和田町2850番地	甲府市和田町2967番地32

- 3 変更年月日 令和3年3月20日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第40号 |
| (2) 業務名称 | 河川法許可申請に伴う調査業務委託（四分川堰） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年9月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う河川の流量観測業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月12日（月）～令和3年4月21日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年4月12日(月)～令和3年4月21日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年5月10日(月) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 研修室2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第222号

地方自治法第219条第2項の規定により、専決処分した令和3年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年4月12日

甲府市長 樋口雄一

令和3年度甲府市一般会計補正予算（第1号）

甲府市告示第223号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年4月13日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和3年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部課税管理室資産税課 |

甲府市告示第224号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 事業名 | 国道411号「和戸ICアクセス（仮称）」整備事業 |
| 2 | 道路の種類 | 国道 |
| 3 | 路線名 | 国道411号 |
| 4 | 道路の地名地番 | 甲府市和戸町283番地から
和戸町972番地3まで |
| 5 | 延長 | 490.0m |
| 6 | 幅員 | 22.3～25.3m |

甲府市告示第225号

子ども・子育て支援法第58条の6第1項の規定に基づく同法第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11第2項の規定により公示する。

令和3年4月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 サービスの種類 | 幼稚園、預かり保育事業 |
| 2 事業所の名称 | 屋形幼稚園 |
| 3 事業所の所在地 | 甲府市屋形一丁目3番9号 |
| 4 当該事業所の設置者 | 学校法人屋形幼稚園 |
| 5 確認年月日 | 令和3年4月1日 |

甲府市告示第226号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年4月15日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 三葉自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	上松雅人	平賀栄嗣
代表者 住所	甲府市湯村1丁目5番22号	甲府市富士見1丁目20番13号

3 変更年月日 令和3年3月22日

甲府市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	飯 塚 譲	青 木 明 雄
代表者 住 所	甲府市小松町512番地	甲府市小松町492番地1

3 変更年月日 令和3年3月20日

甲府市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	菊 地 昭	大 久 保 洋 一
代表者 住 所	甲府市塩部3丁目15番3号	甲府市大和町3番13号

3 変更年月日 令和3年3月28日

甲府市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	二宮茂徳	斉藤忠男
代表者 住所	甲府市中町123番地	甲府市中町295番地2

3 変更年月日 令和3年3月20日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和3年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 公募対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 業務名称 | 令和3年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (3) 履行場所 | 仕様書による |
| (4) 業務内容 | 仕様書による |
| (5) 予定価格 | 2,694,748円(税抜金額) |
| (6) 最低制限価格 | 設けない |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、長年にわたり人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月19日(月)～令和3年4月27日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前8時30分～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5120

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 その他・公募型／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年4月19日（月）～令和3年4月27日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前8時30分～午後5時

イ 場所 甲府市市民部市民総室人権男女参画課

甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5120

4 参加申請の手続き等

その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和3年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募要領」を参照すること。

甲府市告示第232号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年4月22日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市善光寺3丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：シーザー系雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：ベージュ
- 6 その他の特徴：成犬、緑色の布製首輪、人馴れしている
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第233号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年4月12日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | (省略)
(省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）1号		
工事名	①R3道路改良工事（市道国玉通り線） ②下水道管布設工事（特環・R3C-1） ③（街路-8）配水管布設工事		
工事場所	甲府市国玉町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①道路改良工事 施工延長 L = 179.8m 幅員 W = 16.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工 A = 1819.5㎡ ・カルバート工 L = 30.0m ・自由勾配側溝工 L = 302.64m ・L型側溝工 L = 336.0m ・街渠柵工 N = 21箇所 ・集水柵工 N = 10箇所 ・車道基層工 A = 1556.6㎡ ・車道上層路盤工 A = 1556.6㎡ ・車道下層路盤工 A = 1851.4㎡ ・歩道表層工 A = 63.0㎡ ・歩道路盤工 A = 361.0㎡ ・歩車道境界ブロック工 A = 352.0㎡ ・植樹ブロック工 L = 10.6m ・縁石水路工 L = 494.6m ・縁石柵工 N = 46箇所 <p>②下水道管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リブ付硬質塩化ビニル布設工（φ200） L = 319.2m ・人孔設置工（1号） 7箇所 ・人孔設置工（特1型） 2箇所 ・人孔設置工（0号） 1箇所 ・人孔設置工（小型） 5箇所

		<ul style="list-style-type: none"> ・付帯工 1 式 ③配水管布設工事 ・ D I P . G X (φ 1 5 0) 1 6 4 m ・ D I P . G X (φ 1 0 0) 1 6 7 m ・ 仕切弁 . G X (φ 1 5 0) 1 基 ・ 仕切弁 . G X (φ 1 0 0) 2 基 	
	2	工期	令和 4 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 5 7 , 5 0 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	道路工事等又は道路工事等と下水道管 布設工事等の合併工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 7 , 8 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 8 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	2 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作 成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 3 年 4 月 2 1 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 3 年 5 月 6 日
	3	申請書受付開始日	令和 3 年 4 月 2 1 日
	4	申請書受付締切日	令和 3 年 5 月 6 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 3 年 5 月 1 2 日
	6	設計図書配付開始日	令和 3 年 4 月 2 1 日

	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札日時	令和3年5月24日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年5月27日
	12	開札日時	令和3年6月2日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和3年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年5月31日まで
	2	回答	令和3年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」	

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(解体) 4号		
工事名	旧中道北小学校校舎他解体工事		
工事場所	甲府市上曾根町3206番地2		
工事概要	1	工事内容	旧中道北小学校校舎他解体工事 一式 ・校舎、給食室 RC造3階建て 延べ面積2,795㎡ ・屋内運動場 S造平屋建て 延べ面積 879㎡ ・小規模建物、付帯工作物、樹木等撤去 他一式
	2	工期	令和4年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	242,660,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員：評定値800点以上 構成員：評定値700点以上 ※評定値については、直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値で「解体」の数値とする。 代表構成員：特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 ただし、1件の工事請負額が、1億2,000万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として

			平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	令和3年4月21日告示の(解体)5号「旧中道北小学校プール解体工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(I)
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札日時	令和3年5月24日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年5月27日
	12	開札日時	令和3年6月2日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和3年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年5月31日まで
	2	回答	令和3年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(解体) 5号		
工事名	旧中道北小学校プール解体工事		
工事場所	甲府市上曾根町3206番地2		
工事概要	1	工事内容	旧中道北小学校プール解体工事 一式 ・プール本体、プールサイド、基礎解体 ・プール附属屋 RC造平屋建て 延べ面積 192㎡ ・小規模建物、付帯工作物、樹木等撤去 他一式
	2	工期	令和3年10月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	54,384,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)800点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 ただし、1件の工事請負額が、 2,700万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

	5	近接工事	令和3年4月21日告示の（解体）4号「旧中道北小学校校舎他解体工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札日時	令和3年5月24日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年5月27日
	12	開札日時	令和3年6月2日 午前9時40分
	13	落札者決定日	令和3年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで

説明	2	回答	令和3年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年5月31日まで
	2	回答	令和3年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年6月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和3年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

- ①令和3年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務
(自立相談支援事業訪問支援)
- ②令和3年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務
(一時生活支援事業)

2 業務概要

平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の必須事業とあわせ、地域の実情によりサービスを提供する任意事業により、生活困窮者を多面的に支援することとされ、生活困窮者の多様なニーズをいち早く把握し、それに対応する緊急的な支援を行う必要があるとしている。

本市では、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業に加え、平成28年度より生活困窮の早期発見・早期支援に努め、緊急的な自立支援を行う必要があるため、自立相談支援事業内に訪問して支援を行う訪問支援事業と、任意事業である一時生活支援事業を、業務委託にて実施している。

令和3年度においても本業務を行うが、受託者選定にあつては、豊富な経験と独自のノウハウを持つ事業者から広く企画提案を募集する中で選定することが有効であることから、公募型プロポーザル方式にて実施する。

3 委託期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日とする。

4 参加資格

次の要件全てに該当する団体とする。

- (1) 生活困窮者自立支援に類する取組実績があること。
- (2) 市内に事務所を有すること。または、市内を主な活動エリアとしていること。
- (3) 市内で自主的に活動している営利を目的としない法人格を有する民間の団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 法人の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定す

るもの)に該当しないこと。

(7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。

5 手続等

(1) 令和3年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)等の配布

募集要項、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 福祉保健部 福祉保健総室 生活福祉課 生活支援係

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL: 055-237-5742

FAX: 055-228-4889

甲府市告示第238号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成12年甲府市告示第206号）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第239号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（平成12年甲府市告示第209号）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第240号

悪臭原因物質の規制地域及び規制基準（平成16年甲府市告示第407号）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境総室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市桜井町字中組970番1から970番7まで及び字新畑972番1から972番6まで
以上13筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市池田一丁目5番9号
有限会社グリーンリーフホーム
代表取締役 遠藤 勇司

甲府市告示第242号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第231号
充当通知書 福発第232号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第243号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年 4月 26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 令和2年度市県民税普通徴収督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第244号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年5月6日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にする事。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年4月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市大里町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、中型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

令和3年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100925 |
| 2 | 事業所の名称 | ハートデイサービス湯村 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市湯村3-18-12 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 南アルプス市藤田2253-2
ハートサービス株式会社
代表取締役 塩澤 雅人 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年5月1日 |

甲府市告示第246号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 書類名 | 固定資産税・都市計画税 過誤納金還付通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第247号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和2年度固定資産税・都市計画税第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和3年4月20日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第249号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第231号
充当通知書 福発第232号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第250号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | 事業者名 | 福悠株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市大里町1765番地5 |
| 3 | 事業所名 | はるか 里吉1 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市里吉1丁目6番1号 |
| 5 | 事業の種類 | 共同生活援助 |
| 6 | 主たる対象者 | 知的障害者・精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920102959 |
| 8 | 指定年月日 | 令和3年5月1日 |

甲府市告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字西舞台151番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
静岡県静岡市駿河区中田三丁目6番1-412号
河西 翼

甲府市告示第253号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年4月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

教育委員会

甲府市教育委員会告示第2号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月9日

甲府市教育委員会
教育長 數野保秋

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日
- 3 委託する事務
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

監査委員

甲府市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人柴山聡の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和3年4月27日

甲府市監査委員

相 良 治 彦

小 林 憲次郎

長 沼 達 彦

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和3年5月1日～ 令和4年3月31日
井上 光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町 13番18号	令和3年5月1日～ 令和4年3月31日
野中 孝憲	甲府市下飯田2丁目4番25号	令和3年5月1日～ 令和4年3月31日
今朝丸 亜矢子	山梨県南巨摩郡富士川町長澤432- 22	令和3年5月1日～ 令和4年3月31日

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、令和3年4月28日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年4月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和3年5月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) その他管理者が認めたもの

第1号様式（第3条関係）を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

給水装置工事申込認可申請書 検査種別

お客様番号(水栓番号) _____ 受付日 _____ 年 月 日 受付
 受水槽容量(有効容量) _____ m³ 受付 第 _____ 号 付

1 工事の種類 新設 改造 私補 特殊集団住宅 その他()	加 入 金	
2 設置場所 _____	新設口徑 φ _____	
3 用 途 一般 営業 その他()	改造口徑 φ _____	
4 給水栓数 _____ 栓	既存口徑 φ _____	
5 使用者又は管理人氏名 _____	金 額 _____ 円	
6 指定給水装置工事事業者名 _____ コード _____	消費税 相当額 _____ 円	

上記工事の承認を受けたいので、甲府市水道事業給水条例第5条の規定により申し込みます。

住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 () - _____
 _____ 年 月 日 (あて先) 甲府市上下水道事業管理者

委 任 状	加入金・手数料・道路復旧費
指定給水装置工事事業者	申請時領収印 精算時領収印
代 表 者 名 _____ 印	追徴 滞付
上記給水装置工事に関する一切の手続き権利義務その他の行使を上記の者に委任します。	承 認
_____ 年 月 日	課 長 係 長 主任等
住 所 _____	認 可
氏 名 _____ 印	
同 意 書	
上記の給水装置工事に同意します。	検 査 査 念書等
本管所有者 住 所 _____	係 長 検査員 有 無
氏 名 _____ 印	
土地所有者 住 所 _____	分水年月日 _____
氏 名 _____ 印	
その他利害 住 所 _____	検査年月日 _____
関係者 氏 名 _____ 印	完成 届 日 _____

第 2 号様式（第 3 条関係）を次のように改める。

第 2 号様式（第 3 条関係）

給 水 装 置 工 事 取 消 届

_____ 年 月 日

給水装置工事申請状況	受付年月日 _____ 年 月 日	加入金滞付	要 不要	
	工事種類 新設 改造 私補 特団 その他()	路面復旧費滞付	要 不要	
	受付番号 _____ 受付 第 _____ 号	手数料滞付	要 不要	

給水装置工事を取消しますのでお届けいたします。

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 工 事 場 所 _____

事 由 _____

第7号様式（第7条関係）を次のように改める。

第7号様式（第7条関係）

給水装置工事検査願届

				年 月 日	
給水装置 工事申請 状況	受付年月日	年 月 日	お客様番号 (水栓番号)		
	工事種類	新設 改造 私補 特団 その他()	指定工事業者名		
	受付番号	受付第 号	検査予定年月日		
給水装置工事が完了しましたので検査を依頼いたします。					
住所 申請者 氏名 印 工事場所					
検査合格年月日		検査回数	回	再検査	有り 無し
再検査手数料金額	3,500円×		回		
	5,000円×		回		
合 計 _____円					
特記事項					決定欄

第8号様式（第8条関係）を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

給水装置工事完成届

				年 月 日	
受付番号	受付第 号	決定欄	手数料	受付	
受付日	年 月 日				
下記の給水装置工事が完了しましたので お届けいたします。					
住所 申請者 氏名 印					
住所 指定工事業者 氏名 印					
年 月 日 (あて先) 甲府市上下水道事業管理者					
工事場所 (目標)					
完成年月日	年 月 日	種別	専用	共用	私補
工事種類	新設 改造 私補 特団 その他()	お客様番号 (水栓番号)	第	号	
備 考					

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局告示第17号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

令和3年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

負担区の名称	令和3年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	古府中町の一部（別添図のとおり）

甲府市上下水道局告示第18号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書類及び企画提案書類の提出を招請する。

令和3年4月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

- 1 業務名
甲府市水道事業・下水道事業広報企画業務
- 2 業務概要
甲府市水道事業・下水道事業広報企画業務仕様書のとおり
- 3 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 甲府市上下水道局入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (7) 平成28年度から令和2年度までに、国又は地方自治体等の本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。
- 5 手続等
 - (1) 公募型プロポーザル実施要領、選考方法、仕様書及び各種様式等は甲府市上下水道局のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
(ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>)
 - (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。
- 6 連絡先
甲府市上下水道局業務部業務総室経営企画課企画広報係
〒400-0046

山梨県甲府市下石田二丁目23番1号
電 話 055-228-3319
電子メール jougekeieik@city.kofu.lg.jp

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年4月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第 4 4 9 号
指 定 業 者 名	(株)京葉住建
所 在 地	東京都渋谷区南平台町2-6 南平台ヒルス302号
代 表 者	五十嵐 暁

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年4月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110003号		
工事名	(災対-3) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市富士見一・二丁目地内外 (県立中央病院の北)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ200) L = 451.5m ・DIP. K (φ200) L = 4.0m ・DIP. GX (φ150) L = 4.5m ・DIP. GX (φ100) L = 15.0m ・DIP. K (φ100) L = 4.0m ・RRVP (φ100) L = 1.5m ・DIP. GX (φ75) L = 27.0m ・RRVP (φ75) L = 3.0m ・RRVP (φ50) L = 1.5m ・仕切弁. GX (φ200) 10基 ・仕切弁. GX (φ150) 1基 ・仕切弁. GX (φ100) 2基 ・仕切弁. GX (φ75) 3基 ・不断水簡易仕切弁 (φ200) 1基 ・消火栓 (φ75) 2基 ・泥吐弁. F (φ50) 2基 ・水抜栓 (φ25) 1基 ・空気弁 (φ20) 2基
	2	工期	令和4年2月14日まで
	3	予定価格 (税込み)	83,116,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 4,100万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年5月13日
	10	入札日時	令和3年5月24日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和3年5月27日
	12	開札日時	令和3年6月2日 午前9時10分

	13	落札者決定日	令和3年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年5月31日まで
	2	回答	令和3年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第21号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110004号			
工事名	(ブー1) 配水管布設替工事			
工事場所	昭和町押越地内外 (川瀬公園の東)			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ400) L=181.0m ・DIP. GX (φ100) L= 2.5m ・DIP. NS (φ100) L= 5.5m ・RRVP (φ100) L= 2.0m ・DIP. GX (φ 75) L= 2.5m ・DIP. NS (φ 75) L= 5.0m ・HPPE (φ 75) L= 43.5m ・バタフライ弁. GX (φ400) 1基 ・仕切弁. GX (φ100) 1基 ・仕切弁. GX (φ 75) 1基 ・空気弁 (φ 75) 1基 ・仮設泥吐弁 (φ 50) 1基 ・水抜栓 (φ 25) 2基 	
	2	工期	令和3年11月22日まで	
	3	予定価格 (税込み)	48,257,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 676点以上	
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、	

			2, 400万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札及び開札日時	令和3年5月24日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）1号			
工事名	①（路4-11）路面復旧工事 ②下水道改良工事（公共R3-7）			
工事場所	甲府市伊勢一丁目地内			
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 ・表層工 t = 5 c m A = 9 2 7 m ² t = 5 c m A = 1 1 m ² ・基層工 t = 5 c m A = 1 1 m ² ・上層路盤工 t = 2 5 c m A = 1 1 m ² ・区画線工 1 式 ・付帯工 1 式 ②下水道改良工事 ・人孔鉄蓋調整取替工（φ700） 1 1 箇所 ・ます上部調整・取替工（φ500） 3 箇所 ・ます取付管取替工（φ150） 3 箇所 ・ます取付管撤去工（φ150） 2 箇所 ・取付管取替工（φ150） 1 箇所 ・付帯工 1 式	
	2	工期	令和3年9月13日まで	
	3	予定価格 （税込み）	15,059,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）650点以上	
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。	

			ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札及び開札日時	令和3年5月24日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年4月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(防水) 110008号			
工事名	(そ-1) 湯村山隧道配水池更新工事			
工事場所	甲府市湯村三丁目・和田町地内（緑が丘スポーツ公園の北）			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内面防食工（ポリウレタ樹脂塗装） 12,419㎡ ・伸縮目地設置工（目地幅：90mm） 864m ・伸縮目地設置工（目地幅：50mm） 194m ・伸縮目地設置工（目地幅：40mm） 381m ・ひび割れ補修工 53m ・鋼管塗装工（送水管φ800） 64㎡ ・支持金具補修工 33箇所 ・階段手摺取替工 1式 ・DIP.K（泥吐管φ300） 1.2m ・泥吐弁.F（φ300） 1基 ・仮設工 1式 	
	2	工期	令和4年3月18日まで	
	3	予定価格 (税込み)	576,796,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内	

格	2	競争入札参加資格	防水 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員：評定値600点以上 構成員：評定値500点以上 ※評定値については、直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値で「防水」の数値とする。 代表構成員：特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年4月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年5月6日
	3	申請書受付開始日	令和3年4月21日
	4	申請書受付締切日	令和3年5月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年5月12日
	6	設計図書配付開始日	令和3年4月21日
	7	設計図書配付締切日	令和3年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年4月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年5月13日
	10	入札日時	令和3年5月24日 午前9時20分

	11	価格以外の評価点公表日	令和3年5月27日
	12	開札日時	令和3年6月2日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和3年6月3日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年5月19日 午後5時まで
	2	回答	令和3年5月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年5月31日まで
	2	回答	令和3年6月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年6月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日改正）」	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第24号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年4月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象物件

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 上水-11 |
| (2) 物件名 | 粉末活性炭購入（単価契約） |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 納入期限 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 山梨県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「農工業薬品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県又は県内地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年4月27日(火)～令和3年5月12日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和3年4月27日(火)～令和3年5月12日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年6月3日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

契約は、1キログラムあたりの単価契約となるため、入札書へは1キログラムあたりの価格を記載すること。なお、1円未満の端数が生じる場合の端数は、欄外へ記載すること(小数点以下第2位までとすること)。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約保証人：契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 仕様説明会は行わない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

任免辞令

(市長事務部局)

甲府市監査委員に選任する
常勤とする

相 良 治 彦

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織情報戦略室情報発信課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする

杉 田 陽 子

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織危機管理室防災企画課主事を命ずる

保 坂 輝

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
行政経営部行政経営総室デジタル推進課主任を命ずる

内 田 賢 宏

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
行政経営部人事管理室研修厚生課主事を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする

横 打 泰 子

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画財務部連携推進室自治体連携課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和 4年 3月31日までとする

乙 黒 功

青 木 洋太郎
若 杉 優里奈

雨 宮 嶺 人

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画財務部課税管理室市民税課主事を命ずる

五十嵐 由 輝
秋 山 淳

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画財務部課税管理室資産税課主事を命ずる

宮 下 良 太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画財務部収納管理室収納課主事を命ずる

赤 澤 拓 海

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画財務部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

坂 本 海 空
佐 藤 世 舞
原 田 響

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

木 下 雄 斗

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室人権男女参画課主事を命ずる

若 尾 陽 太

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部福祉保健総室生活福祉課主事を命ずる

河 西 瀬 奈
三 澤 優 樹
前 川 菜 緒

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課主事を命ずる

千 田 崇 史

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部健康支援室長を命ずる

松 谷 荘 一

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部健康支援室健康政策課係長を命ずる
任期は令和 4年 3月31日までとする

平 井 克 幸

技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部健康支援室地域保健課技師を命ずる

飯 沼 今朝彦

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部健康支援室地域保健課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする

奥 野 史 明

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部健康支援室地域保健課主事を命ずる

石 原 弘 基

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部保険経営室指導監査課主事を命ずる

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部保険経営室介護保険課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和6年3月31日までとする

石原涼太

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部保険経営室介護保険課主事を命ずる

海瀬裕貴
篠原里菜
深澤海結

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部保険経営室健康保険課主事を命ずる

尾川美樹
柳内亮
松谷美優
津田萌花

技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部保健衛生室医務感染症課長を命ずる

渡辺千奈美

技術職員に採用する
獣医師を命ずる
福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課長を命ずる

清水秀樹

技術職員に採用する
薬剤師を命ずる
福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課技師を命ずる

丸山伊織

事務職員に採用する

赤坂若菜

行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室総務課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする

松 岡 寿 奈

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども応援課主事を命ずる
任期は令和 5年 3月31日までとする

横 張 淳

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする

奥 山 安 菜

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

高 橋 英
加 勢 和 真

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

小 池 柚 稀
大 嶋 琴 美

(各通)
事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

中 山 佳 歩

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

技術職員に採用する
土木職を命ずる
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

依 田 耕太朗

技術職員に採用する
林業職を命ずる
産業部農林振興室林政課技師を命ずる

石 原 圭

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室都市整備課技師を命ずる

大 屋 遼

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室道路河川課技師を命ずる

内 田 南 颯

技術職員に採用する
建築職を命ずる
まちづくり部施設整備室建築営繕課技師を命ずる

望 月 勝

(各通)
技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

安 村 智 生
依 田 宏 貴

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部循環器内科科部長を命ずる

齊 藤 幸 生

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部循環器内科医師を命ずる

猪 股 大 智

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部小児科医師を命ずる

中西 太

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部耳鼻いんこう科医師を命ずる

堀内 辰也

技術職員に採用する
臨床検査技師を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

古屋 智裕

技術職員に採用する
臨床工学技士を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

河野 巧真

伊藤 藤 まり江
藤 卷 奈 美
五味 慎
米山 綾 南
布施 蘭 夢
長田 栞 奈
上野 優里香
小 椋 和夏奈

(各通)
技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

技術職員に採用する
電気職を命ずる
市立甲府病院事務局病院事務総室総務課技師
週3 1時間勤務を命ずる
任期は令和 4年 3月31日までとする

櫻林 正生

技術職員に採用する
電気職を命ずる
市立甲府病院事務局病院事務総室総務課技師を命ずる

竹 内 諒

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
任期は令和 6年 3月31日までとする
教育委員会に出向させる

伏 屋 美 和

事務職員に採用する
文化財主事を命ずる
教育委員会に出向させる

金 子 裕太郎

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

貴 家 永 人

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

戸 谷 幸 汰
廣 瀬 飛 悠
山 口 大 貴

(各通)
技術職員に採用する
電気職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

赤 澤 暢 俊
齋 藤 祥

技術職員に採用する
機械職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

長 田 俊 樹

以 上 発 令 日 令和 3年 4月 1日

福祉保健部 保健衛生室 医務感染症課 係長 小田切 まさこ
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 3年 4月 30日

(教育委員会)

風 間 俊 宏
山 主 公 彦

(各通)
事務職員に採用する
指導主事を命ずる
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

以 上 発 令 日 令和 3年 4月 1日